

## 『人文学部研究論集』投稿規定

- (1) 『人文学部研究論集』（以下『研究論集』と略す）に投稿することができるのは、次のどれかに該当する人である。
  - a. 人文学部の専任教員および準専任教員、専任職員。
  - b. aを第1著者として、その共著者として執筆する人。
  - c. 人文学部の専任教員ではないが、『研究論集』編集委員会に〈投稿申込書〉を提出し、資格が認められた人。（中部大学の非常勤講師として人文学部の教育に携わっている教員や、その他人文学部の関係者からの投稿申し込みも考慮する。）
- (2) 投稿を希望する人は、あらかじめ〈投稿申込書〉に必要事項を書き込み、それを期日（3月末と9月末）までに各学科の編集委員を経て編集委員長あてに提出しなければならない。
- (3) 『研究論集』は、主として研究論文を掲載するが、研究ノート、調査報告、翻訳、資料紹介、書評、研究教育活動記録なども随時掲載する。いずれも未公刊のものに限る。
- (4) 原則として、1人につき1篇を掲載する。
- (5) 原稿はどの言語で書いてもよい。ただし、日本語、英語以外の原稿に関しては、日本語か英語による簡単な要約を付けて提出すること。
- (6) 締切日（4月20日と10月20日）までに、編集委員長に完成原稿を提出すること。原稿はできるだけ電子データで提出することが望ましい。その場合、印刷した原稿の一部あわせて提出し、装飾や図などの指示は印刷原稿に朱書きする。原稿の最後に、およその字数（1行字数×行数）または語数を明記する。
- (7) 原稿の長さは自由であるが、目安として（和文）400字×100枚または（欧文）A4 double space×40枚の長さを超えないものとする。縦書き、横書きのどちらも可。注と参考文献は論文の末尾におき、通し番号とする。注の番号は、丸カッコ（ ）で両側をくくる。
- (8) 出典を示す場合には、原則として次のような方法に従う。ただし、出版年と著者名を本文中のカッコ内に記し、末尾に文献表をつける方法をとってもよい。
  - ①黒田亘『行為と規範』（勁草書房、1992年）、64-66頁。
  - ②下川潔「ヒュームのプロパティ概念」『倫理学年報』第43集（1994年）、47頁。
  - ③John Locke, *An Essay concerning Human Understanding*, ed. Peter H. Nidditch (Oxford: Oxford University Press, 1975), II, xxi, 28.
  - ④Rosalie Colie, 'Guilliver, the Locke-Stillingfleet Controversy, and the Nature of Man',

*History of Ideas News Letter*, 2 (1956), pp. 58-62. [アメリカ式に“,”としてもよい。]

- (9) 表，図，写真が初出でない場合は，著作権者の許諾を得ること。
- (10) 編集委員会は原稿を受理した後で審査にあたるが，その際に学部内外のレフリーを委託し判断をおおぐことができる。原稿の採否に関しては，編集委員会が最終決定権をもつ。
- (11) 執筆者による校正は，原則として3校までとする。訂正・追加は最低限にとどめる。
- (12) 『研究論集』は，年に2回，1月末と7月末頃に刊行する予定である。原稿料の支払いや掲載料の徴収はしない。抜刷は50部までを公費負担とし，超過分は執筆者の負担(教育研修費等からの支出も可)とする。
- (13) 投稿された論文等は，中部大学学術情報リポジトリに登録し，公開する。論文等の著作権は，デジタル化業務を含めて，人文学部に帰属する。ただし，掲載された論文の著者は，出典を明記することにより，掲載論文を複製，転載，公開することができる。

附則 この規定は，平成27年10月21日から施行する。

人文学部研究論集編集委員会

松 井 孝 雄  
岡 本 聡  
三 上 仁 志  
柊 和 佑  
末 田 智 樹

人文学部研究論集

Journal of the College of Humanities

第 44 号

2020 年 7 月 31 日 発行〈年 2 回発行〉

編集兼発行 中部大学人文学部

〒 487-8501  
春日井市松本町 1200  
電 話 (0568) 51-1111

印 刷 所 株式会社 クイックス

〒 456-0004  
名古屋市熱田区桜田町 19-20  
電 話 (052) 871-9190